

松原ひかり幼稚園「後援会」規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会を松原ひかり幼稚園「後援会」と称する。

第 2 条 この会の事務局を松原ひかり幼稚園に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 この会は、松原ひかり幼稚園の教育方針にしたがい、幼稚園における教育環境の向上に貢献する。

第 4 条 この会は、松原ひかり幼稚園「母の会」と連絡し、松原ひかり幼稚園の発展に寄与する。

第 3 章 事 業

第 5 条 この会は、その目的を達するため、次のような活動を行う。

- (1) 園生活の中での活動や課外活動に便益を与え、安全で豊かな環境を作る。
- (2) 子どもの健康を増進し、福利を図るために必要な施設設備を充実する。
- (3) 講演会・研修会・出版物等によって、子どもの教育に関する理解と関心を深め、会員の教養を高める。

第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員は、次のとおりである。

- (1) 在園児の父母またはそれに代わる者
- (2) 松原ひかり幼稚園に勤務する教職員

第 7 条 この会の会費は、子ども一人当たり月額 1 1 0 円で運営する。

第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 9 条 この会の経費は、会費によって支弁される。

第10 条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12 条 この会の会計年度は、4 月1 日に始まり、翌年の3月31 日に終わる。

第 6 章 役 員 及 び 選 出

第13 条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 2 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 書 記 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 会計監査 1 名

第 14 条 役員は、総会において承認を得なければならない。

第 15 条 役員の任期は、一年とする。但し、再選はさしつかえない。

第 16 条 「母の会」の役員と兼任する。

第 17 条 役員の任務は、次のとおりである。

- (1) 代 表 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会 計 本会のすべての収入支出を掌握し、総会において決算報告をする。
- (3) 会計監査 本会の会計及び収支決算を監査する。

第 7 章 総 会

第 18 条 総会は、年1 回以上開催しなければならない。

第 19 条 総会の決議は、出席者（委任状出席も含む。）の過半数の賛成を必要とする。

第 8 章 役 員 会

第 20 条 役員会は、役員、園長、及び教職員の代表をもって構成され、その任務は次のとおりである。

1. 事業計画を審議、決定する。
2. 総会に提出する議案を審議作成する。
3. 年度予算案をつくり、健全な財政の運営につとめる。
4. 総会により委任された事務を処理する。
5. 必要により臨時委員会を設置する。
6. 予算を立案する。

第 21 条 役員会は原則として毎学期 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または委員の半数以上の要求があったときは臨時に開くことが出来る。

1. 会員は役員会を傍聴することができる。
2. 役員会は全会員に書面で報告する。

第 22 条 役員会の定足数は、過半数とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 9 章 附 則

第 23 条 本規約は、総会において出席者の3 分の2 以上の賛成により改正することができる。但し、改正案はまえもって会員に知らせておくものとする。

第 24 条 本規約は、2 0 2 2 年 4 月 1 日より施行する。